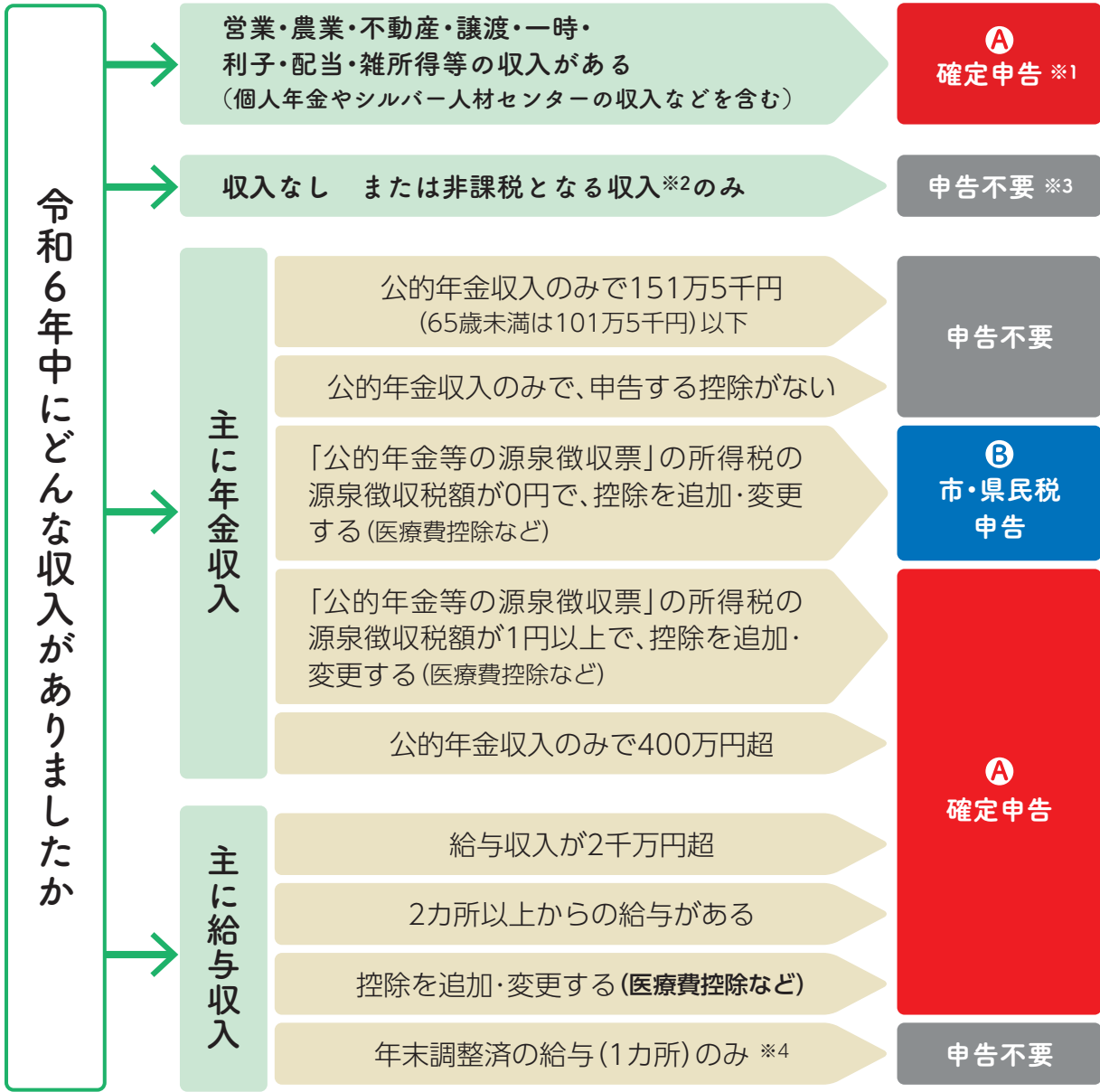


“ 税の申告 ”

が始まります

問 市民税課 (TEL 048-796-8774)

令和6年分所得税の確定申告および令和7年度市民税・県民税申告が始まります。
確定申告や市民税・県民税申告が必要かどうか、次の図を参考に確認してください。



- ※1 所得税が発生しない場合、B:市・県民税申告となる可能性があります
- ※2 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります
- ※3 課税(非課税)証明書を取得する場合や、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります
- ※4 給与支払者が給与支払報告書を市へ提出していない場合は申告が必要です

このような人は市の申告会場では
受け付けできません

- A 確定申告
- 1/1の住所地が春日部市ではない人
 - 確定申告が要件となる控除(純損失や雑損失の繰越控除、所得税の住宅借入金等特別控除など)の適用を受ける人、給与所得者の特定支出控除をする人
 - 国外在住の扶養親族の扶養控除の適用を受ける人
 - 青色申告、総合譲渡、分離課税(土地・株式等の譲渡など)、準確定申告、訂正の申告をする人
 - 事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書を作成していない人
 - 上場株式等の配当所得がある人

(申告の方法を確認しましょう)

A 確定申告

問 春日部税務署 (TEL 048-733-2111)

①国税庁WEB「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxで送信、または郵送

スマホがあれば
e-Tax できます!

パソコンや
タブレットでも

②春日部税務署で申告

2/17(月)～3/17(月)の平日

8:30～16:00(3/2(日)のみ休日開設有り)

※申告会場の入場は整理券が必要。整理券は国税庁LINE公式アカウントで事前発行、または当日配布で

※2/14(金)以前に申告相談を希望する場合は、事前に相談日程を電話予約

B 市・県民税申告

①郵送で申告

申告書に必要事項を記入し、収入の分かるものや控除を証明するものを添付して、市民税課へ郵送。前年度の課税状況などから申告が必要と思われる人へ1月下旬に申告書を郵送しますので、同封の返信用封筒で提出してください。

②申告会場(予約制)で申告

●インターネット予約

受付期間 …1/30(木) 13:00～
3/14(金) 15:00

●コールセンター

(TEL 048-796-8957)で予約

受付期間 …1/31(金)～3/14(金)

9:00～15:00(土(日)祝を除く)

※いずれも申告希望日の前日(前日が土(日)祝の場合はその前の平日)15:00まで

※医療費控除の明細書や収支内訳書が未作成の人は受け付けできません

申告日	申告会場	予約可能枠
2/12(水)	幸松市民センター (幸松地区公民館)	②～⑨
2/13(木)	武里大枝 市民センター (武里大枝公民館)	②～⑩
2/19(水)	豊春市民センター (豊春地区公民館)	②～⑨
2/20(木)・21(金)・ 25(火)	庄和総合支所1階 市民ホール	①～⑩
2/26(水)		①～⑧
2/27(木)	市役所3階 会議室 301・302	④～⑩
2/28(金)～3/12 (水)(土)(日)を除く		①～⑩
3/13(木)～17(月) (土)(日)を除く		①～⑤

予約可能枠

①9:30 ②10:00 ③10:30 ④11:00 ⑤11:30
⑥13:00 ⑦13:30 ⑧14:00 ⑨14:30 ⑩15:00

※問い合わせは各公民館ではなく、市民税課へ

※予約人数が定員になり次第、受け付けを終了します